

## 千葉市里帰り等妊婦一般健康診査料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市妊婦一般健康診査実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき実施する妊婦一般健康診査（以下、「健康診査」という。）を里帰り等の理由により、実施要綱第3条に定める方法で受診することができない者に対し、健康診査料を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる健康診査)

第2条 助成の対象となる健康診査は、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5に定める「病院」または「診療所」若しくは同法第2条に定める「助産所」（以下、「医療機関等」という。）で実施した健康診査で、次の各号のいずれかに該当する健康診査とする。

(1) 実施要綱第3条に定める実施方法で受診せずに、自己負担により受診した健康診査であって、実施要綱第6条により交付を受けた妊婦一般健康診査受診票（以下、「受診票」という。）のうち、未使用の受診票に該当し、かつ受診票交付の起因となった妊娠の期間中に受診した健康診査であること。

(2) 前号に準ずるもので、その他市長が認めるもの。

2 健康診査の標準的な項目及び健康診査を受診した医療機関等により助成の対象となる受診票は、実施要綱第4条の規定を準用し、次の各号のいずれかに該当する場合は助成の対象としない。

(1) 健康保険適用の診療

(2) 妊娠判定のための診療

(3) 基本的な妊婦健康診査（問診、子宮底長・腹囲・血圧・体重等の計測、尿検査、浮腫の有無等、妊婦の健康状態および胎児の発達状態確認のための基本的検査）を実施していない診療

(対象者)

第3条 助成の対象者は、前条に定める健康診査を受診した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき千葉市の住民基本台帳に記録されている妊婦とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、第2条に定める健康診査において現に要した費用を、健康診査を実施した医療機関等ごとに健康診査の受診日の別に算出するものとする。ただし、実施要綱第7条第4項に定める健康診査料の金額を上限とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、千葉市健康診査・検査費用助成申請書（千葉市里帰り等1か月児健康診査実施要綱 様式第1号を準用する）に、次の各号に定める書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 対象となる健康診査について医療機関等が発行した領収書又は里帰り等妊婦一般健康診査料証明書（様式第1号）

(2) 実施要綱第6条により交付を受けた受診票（複写の1枚目、請求用と記載のもの）で未使用のもの。

(3) 当該健康診査を受診したことを証明する書類（母子健康手帳の写し等）

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 市長は前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成することと決定したときは、千葉市里帰り等妊婦一般健康診査料助成事業承認決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知する。なお、助成しないことと決定したときは、千葉市里帰

り等妊婦一般健康診査料助成事業不承認決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成の方法）

第7条 助成は、助成する額を前条の規定により助成の決定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより行う。

（助成金の返還）

第8条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者にすでに助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（助成台帳）

第9条 市長は、助成を行ったときは、千葉市妊婦一般健康診査料助成金交付台帳（様式4号）を作成し、助成の状況を明確にしておくものとする。

2 前項の交付台帳は助成した年度の翌年より5年間保存するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行し、平成21年4月1日以降に受診した健康診査について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

3 平成21年4月1日から平成22年3月31日までに受診票の交付を受けた妊婦からの申請及びこの期間に既に実施した妊婦健康診査申請については、申請書（様式第1号）の「受診票の名称」及び「提出票種」を、必要に応じ、修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までに受診票の交付を受けた妊婦からの申請及びこの期間に既に実施した妊婦健康診査申請については、申請書（様式第1号）の「受診票の名称」及び「提出票種」を、必要に応じ、修正して使用することができる。

4 平成22年度に母子健康手帳別冊の発行を受けた者の経過措置として、申請時は、様式1（平成22年度用）を使用する。また、受診票C票③券種FとC票⑨券種Nをすでに使用済みの場合には、申請時、受診票の貼付は必要ないものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。